平成２１年（フ）第１１９８２号
東京都国立市北３丁目１－１―10―610
債務者　今野　浩志
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８３号
東京都日野市万願寺６丁目29―１―103
債務者　石橋　忠臣
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８４号
埼玉県入間市大字仏子1589―１―610
債務者　菅原サオリ（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８５号
東京都中野区弥生町２丁目15―17―502
債務者　土田　正秀
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８６号
東京都杉並区久我山５丁目39―26―306
債務者　小澤亜紀江（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８７号
高知県香南市吉川町吉原2223
債務者　福井日登美（旧姓田中・佐原）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８８号
東京都北区浮間４丁目12―３―201
債務者　福島　孝徳（旧姓衣笠）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８９号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1518―158
債務者　小笠原正子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９０号
大分県速見郡日出町大字豊岡847―１―Ｃ202
債務者　古賀　　悟
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９１号
埼玉県幸手市香日向２丁目３―20
債務者　宇井由美子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９２号
神奈川県川崎市多摩区宿河原３丁目23―55
トウシンビルⅡ―403
債務者　唐澤　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９３号
東京都足立区東綾瀬１丁目10―12―101
債務者　岩田　良一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９４号
茨城県桜川市南飯田879
債務者　天笠　久子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９５号
東京都国分寺市本多４丁目13―２　マロン88―１
債務者　中山　丈史
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９９６号
神奈川県横浜市栄区公田町1638―12―101
債務者　所　　潤
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部